



令和4年1月11日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢
(コード2388 東証JASDAQ市場)
問合せ先 開示担当 小竹 康博
(TEL 03-6225-2207)

**(経過報告) タイ王国におけるGroup Lease PCLに対する
会社更生申立訴訟棄却の結果として
JTrust Asia Pte. Ltd. に対する刑事告訴の再審理期日が決定**

当社持分法適用関連会社のGroup Lease PCL (以下、GL) はJトラスト株式会社の子会社であるJTrust Asia Pte. Ltd. (以下、JTA) から2018年1月10日に会社更生申立訴訟を提起され、最高裁上告審についても全て棄却されました。その結果としてGLが行っていたJTAに対する刑事告訴の再審理期日が決定されましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社連結子会社GLの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求していました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応しました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GLが、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GLに対し損害賠償請求を求め、会社更生申立訴訟を提起していましたが、当該訴訟は最高裁上告審においても全て棄却されていたものであります。

2. 訴訟提起の相手側の概要

(1) 名称

JTrust Asia Pte. Ltd.

(2) 所在地

80 Raffles Place #26-20 UOB Plaza 2 Singapore 048624

(3) 代表者の氏名・役職

代表取締役 藤澤 信義

3. 判決の内容

JTAの会社更生申立請求はすべて最終的に棄却されました。

4. 今後の見通し

GLが2018年4月11日にJTAに対する刑事告訴を行っていましたが、上記会社更生申立請求が最終的に結審するまでは審理が保留されておりました。最高裁判決でJTAの請求が全て棄却されたことにより、JTAに対する刑事告訴について再審理期日が設定されました。

刑事告訴の相手側としては、JTrust Asia Pte.Ltd.、藤澤 信義氏（JTA取締役）、浅野 樹美氏（JTA元取締役）、JTA顧問弁護士（会社更生に関する法的助言を行った顧問弁護士）の4者となります。

前記4者が共同して提出していたGLに関する会社更生申立請求は、GLが会社更生の要件に該当すると根拠がない主張をするものでした。結果GLは風評被害を受け、投資家からの信用を失い、GLの株主価値にも悪影響を及ぼしました。これらを背景にGLがタイ王国中央破産裁判所に刑事告訴していたものであります。

タイ王国中央破産裁判所は再審理期日を2022年2月14日とすることを決定しました。当該刑事告訴が有罪確定した場合の罰則としては最高30万タイバーツ（日本円で約100万円）または最高3年の懲役、あるいはその双方となります。

GLはJTAの虚偽の申立により被った損害の賠償を求めて、JTAに対して91億3000万タイバーツ（日本円で約315億円）の民事賠償請求の裁判も現在継続しております。また6億8550万タイバーツ（日本円で約23億円）の損害賠償請求については控訴審で取り消されておりましたが、当該損害賠償請求についても最高裁に上告し継続しております。JTAの会社更生申立が最高裁で棄却されたことから、これらの損害賠償請求についても当社グループに有利な方向へ進むものと考えております。

23億円の損害賠償については：

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/IR/NEWS/2021/i20210310.pdf

315億円の損害賠償の提起については：

http://www.wedge-hd.com/cms_v2/assets/files/IR/NEWS/2020/i20200918.pdf

以 上